

第4 個人市民税申告関係帳票 C帳票レイアウト仕様書4

令和8年度内納品 下線は、支給品

<法定資料用>

- ①令和8年度分 市民税・県民税申告書用紙・・・・・・・・・・・・ (以下、「①R8 申告書」)
- ②令和8年度分 市民税・県民税申告の手引・・・・・・・・・・・・ (以下、「②R8 申告の手引」)
- ③令和8年度分 市民税・県民税申告収支内訳書(一般)・・・・・・・・ (以下、「③R8 収支内訳書 (一般)」)
- ④令和8年度分 市民税・県民税申告書発送用封筒・・・・・・・・ (以下、「④R8 封筒」)

<未申告呼出用>

- ⑤令和8年度分 市民税・県民税申告書用紙・・・・・・・・・・・・ (以下、「⑤R8 申告書」)
- ⑥令和8年度分 市民税・県民税申告の手引・・・・・・・・・・・・ (以下、「⑥R8 申告の手引」)
- ⑦令和8年度分 市民税・県民税申告収支内訳書(一般)・・・・・・・・ (以下、「⑦R8 収支内訳書 (一般)」)
- ⑧令和8年度分 未申告用案内 (未申告呼出用)・・・・・・・・・・・・ (以下、「⑧R8 未申告用案内」)
- ⑨令和8年度分 市民税・県民税申告書発送用封筒・・・・・・・・ (以下、「⑨R8 封筒」)

<市申告用>

- ⑩令和9年度分 市民税・県民税申告書用紙・・・・・・・・・・・・ (以下、「⑩R9 申告書」)
- ⑪令和9年度分 市民税・県民税申告の手引・・・・・・・・・・・・ (以下、「⑪R9 申告の手引」)
- ⑫令和9年度分 市民税・県民税申告相談案内A/B(2種)・・・・ (以下、「⑫R9 申告相談案内A/B」)
- ⑬令和9年度分 市民税・県民税申告収支内訳書(一般)・・・・ (以下、「⑬R9 収支内訳書 (一般)」)
- ⑭令和9年度分 市民税・県民税申告収支内訳書(農業)・・・・ (以下、「⑭R9 収支内訳書 (農業)」)
- ⑮令和9年度分 市民税・県民税申告収支内訳書(不動産)・・・・ (以下、「⑮R9 収支内訳書 (不動産)」)
- ⑯令和9年度分 市民税・県民税申告書発送用封筒・・・・・・・・ (以下、「⑯R9 封筒」)

(区内特別郵便用/料金後納用)

<窓口用>

- ⑰令和9年度分 市民税・県民税申告書用紙・・・・・・・・・・・・ (以下、「⑰R9 申告書」)
- ⑱令和9年度分 市民税・県民税申告の手引・・・・・・・・・・・・ (以下、「⑱R9 申告の手引」)
- ⑲令和9年度分 市民税・県民税申告相談案内A/B(2種)・・・・ (以下、「⑲R9 申告相談案内A/B」)
- ⑳令和9年度分 市民税・県民税申告収支内訳書(一般)・・・・ (以下、「⑳R9 収支内訳書 (一般)」)
- ㉑令和9年度分 市民税・県民税申告収支内訳書(農業)・・・・ (以下、「㉑R9 収支内訳書 (農業)」)
- ㉒令和9年度分 市民税・県民税申告収支内訳書(不動産)・・・・ (以下、「㉒R9 収支内訳書 (不動産)」)
- ㉓令和9年度分 医療費控除明細書・・・・・・・・・・・・ (以下、「㉓R9 医療費明細」)
- ㉔令和9年度分 市民税・県民税申告書発送用封筒・・・・・・・・ (以下、「㉔R9 封筒」)

<電子申告>

- ㉕令和9年度分 市民税・県民税電子申告案内・・・・・・・・・・・・ (以下、「㉕R9 電子申告案内」)

令和9年度内納品

<法定資料用>

- ②⑥令和9年度分 市民税・県民税申告書用紙・・・・・・・・・・ (以下、「②⑥R9 申告書」)
- ②⑦令和9年度分 市民税・県民税申告の手引・・・・・・・・・・ (以下、「②⑦R9 申告の手引」)
- ②⑧令和9年度分市民税・県民税申告収支内訳書(一般)・・・・・・・・ (以下、「②⑧R9 収支内訳書 (一般)」)
- ②⑨令和9年度分市民税・県民税申告書発送用封筒・・ (以下、「②⑨R9 封筒」)

<未申告呼出用>

- ③⑩令和9年度分 市民税・県民税申告書用紙・・・・・・・・・・ (以下、「③⑩R9 申告書」)
- ③⑪令和9年度分 市民税・県民税申告の手引・・・・・・・・・・ (以下、「③⑪R9 申告の手引」)
- ③⑫令和9年度分市民税・県民税申告収支内訳書(一般)・・・・・・・・ (以下、「③⑫R9 収支内訳書 (一般)」)
- ③⑬令和9年度分 未申告用案内 (未申告呼出用)・・・・・・・・・・ (以下、「③⑬R9 未申告用案内」)
- ③⑭令和9年度分市民税・県民税申告書発送用封筒・・・・・・・・ (以下、「③⑭R9 封筒」)

「①R8 申告書」「⑤R8 申告書」
 「⑩R9 申告書」「⑰R9 申告書」「⑳R9 申告書」「㉓R9 申告書」

表面


裏面

「④R8 封筒」「⑨R8 封筒」

「⑩R9 封筒」「⑭R9 封筒」「⑲R9 封筒」「⑳R9 封筒」 <料金後納郵便>



「㊦R9 電子申告案内」 圧着はがき（Z折り型6面）

<p>料金後納 郵便</p> <p>a-No. 3/a-No. 11 a-No. 4/a-No. 12 a-No. 5/a-No. 13 a-No. 6/a-No. 14 a-No. 7/a-No. 15 a-No. 8/a-No. 16 a-No. 9/a-No. 17 a-No. 18 (バーコード)</p> <p> 浜松市 財務部 市民税課 ○○○グループ 〒430-0948 浜松市中央区元目町120番地の1 元目分庁舎2階 ☎(053)457-2162</p>	<p>内容詳細は未定 (電子申告のご案内)</p>	<p>内容詳細は未定 (電子申告のご案内)</p>
	<p>糊 面</p>	<p>糊 面</p>

「⑧R8 未申告用案内」「⑩R9 未申告用案内」は支給品。 ※三つ折封入

令和 年度 市民税・県民税の申告について

平素は市民税業務につきまして、ご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 年度市民税・県民税の課税資料とするため、令和 年1月1日～令和 年12月31日の所得について、下記の申告受付期間中にご申告くださいますようお願いいたします。

なお、上記期間に所得がなかった人、又は非課税所得（遺族年金、障害年金等）のみの人については申告不要です。

※区役所長寿保険課で実施する「国民健康保険料所得申告」とは異なります。

※行き違いで申告済みの場合は、ご容赦願います。

記

1 申告受付期間

令和 年10月 日（ ）～ 令和 年10月 日（ ）午前9時～午後4時

※ 土日（祝日）を除きます。

2 申告相談および受付窓口、送付先

〒430-0948

浜松市中央区元目町120番地の1（元目分庁舎2階）

浜松市役所 財務部 市民税課 個人市民税グループ

3 持ち物

① 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）

② 収支を明らかにする書類（源泉徴収票・支払証明書・収支内訳書等）

③ 控除を証明するもの

（国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書、寄附金等の領収証、

医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書等）

※ 障害者控除を申告する場合は、障害者手帳（コピー可）をご持参ください

自宅から申告する方法



<お問合せ先>

浜松市役所 市民税課 個人市民税グループ

TEL: 053-457-2145